

民泊問題 あなたのお隣の空き家(空き室)が、宿泊施設になるかも…

住民の不安・懸念をなくす条例が必要

6月に施行した「住宅宿泊事業法」では、これまで宿泊施設の営業には、自治体の許可が必要でしたが、「届け出」だけで可能になりました。これでは「無許可で営業していた施設を合法化するようなもの」と、強い反対の声があったものです。各地に広がる空き家、空きマンション・アパート(空き部屋や建物丸ごと)を「民泊」「簡易宿所」として活用できることになり、「不動産業界や旅行斡旋業、海外資本などの利益確保のための規制緩和」と言われています。千葉市は、2020年のオリンピック・パラリンピックに訪れた外国人を収容できる宿泊施設が不足するとして、「民泊」の規制緩和を歓迎していますが、周辺住民の安心・安全な住環境が脅かされないよう、事業者の管理体制、感染症対策、地震・火災発生時の対応、騒音やごみ排出など、住民の不安や懸念を払しょくできる、効果的な市の対策が必要です。



市条例案への疑問点

- 保育施設や学校などの周辺では「営業させない」ことが可能なのか。
- フロント・帳場が監視カメラで代用可能とするが、民泊施設に常駐の管理者がいなくても安全は保障されるのか。

議案提案権を活用し、党市議団が提出する条例案

○土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正

千葉県内のあちこちで、「再生土」と称して、不適切な廃棄物が運び込まれ、汚染水や異臭などに悩まされ

る事態が起きています。法律では規制されないため、県・市町村が条例でくい止めることが求められます。

○農業の振興における地産地消の推進に関する条例

千葉市の自然・住環境を保持し、市民に安全で新鮮な食べ物を提供する重要な役割を持つ市内の農地や農

業。国の失政で農業経営は困難に直面しています。千葉市農業を生産者・消費者・行政連携で打開めざします。

「人口減少」を理由に市民サービスが縮減されないか？
市民に正確で適切な情報は提供されるのか？

「千葉市立地適正化計画骨子(案)」を発表

「計画骨子案」では、千葉市も「人口の減少と高齢化を迎えるが、「市民生活の利便性が低下しないよう、一定のエリア内での人口密度を維持する」ため、「コンパクトシティ」「ネットワークによるまちづくりを推進する」としています。公共交通沿線や駅周辺に居住や都市機能を集約していく計画です。

居住地の規制や住み替えを強引に誘導することはないとしていますが、花見川区や緑区での「連絡所」廃止問題では、「都市部への住み替え誘導ではないのか」と不安の声も出ています。どこに居ても「住んでよかった、住み続けたい」と感じられるまちづくりが必要です。地域住民の意見に基づいて、

まちづくりを進めるべきではないでしょうか。

市民の意見を どんどん届けましょう

市民説明会が開催されます

6月23日(土)午前10時～12時
中央コミュニティセンター 8F
(先着50名まで)



アンケートにご協力ください

今年も市民要望アンケートに取り組んでいます。ご意見・ご要望をお待ちしています。

お知らせ

市政懇談会を開催します

7月17日(火)午後2時より

会場 千葉市議会 3F 第5委員会室

主催：日本共産党千葉市議団

